平成 28 年２月

受益者の皆様へ

アバディーン投信投資顧問株式会社

［アバディーン・ファンド・セレクション］海外高格付け債ファンド Ａコース（為替ヘッジあり）信託終了（繰上償還）＜予定＞のお知らせ

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社が設定・運用しております［アバディーン・ファンド・セレクション］海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）につきまして、下記の通り、信託を終了（以下「繰上償還」といいます。）させていただく予定でおりますのでお知らせいたします。

この繰上償還につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定に従い、異議申立ての手続きをもって実施いたします。

なお、この繰上償還に対してご異議のない受益者の方は、特に必要なお手続きはございません。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

＜記＞

１．対象となるファンド

［アバディーン・ファンド・セレクション］海外高格付け債ファンド Ａコース（為替ヘッジあり）
（以下「当ファンド」といいます。）

＊［アバディーン・ファンド・セレクション］海外高格付け債ファンド Ｂコース（為替ヘッジなし）につきましては、今回の繰上償還手続きの対象ではございません。今後も運用を継続してまいります。

２．信託の終了を予定する理由

平成 10 年 11 月 20 日の当ファンド設定以来、約 17 年にわたり運用に努めてまいりましたが、現在の当ファンドの純資産残高では当ファンドから支払われる１万口当たり固定費（運営費用）が高位の状態が続いており、今後も継続して一部解約の発生も見込まれるなど、純資産残高の改善が厳しい状況下で、運営費用増加の状況が解消される可能性は低く、本来の商品性を発揮したパフォーマンスを得るのが非常に難しいと見込まれております。

従いまして、弊社としては当ファンドを繰上償還し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至り、この度、当ファンドの繰上償還をさせていただくことと致しました。

３．繰上償還手続きの日程

① 新聞公告日（受益者確定日）	：平成28年２月５日
② 異議申立期間	：平成28年２月５日から平成28年３月７日まで
③ 繰上償還の有無の決定日	：平成28年３月８日
④ 買取請求期間	：平成28年３月９日から平成28年３月28日まで
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	：平成28年３月31日

平成 28 年２月５日時点で当ファンドを保有される受益者の皆様は、異議申立期間中に、アバディーン投信投資顧問株式会社に対し、書面によりこの繰上償還に対し異議を申し述べることができます。

＊平成 28 年２月３日までの取得申込受付分が対象となります。それ以降の取得申込受付分については、上記の異議申立ての権利はございませんのでご承知おきください。

なお、この繰上償還に異議のない場合、何ら手続きの必要はございません。

［繰上償還することが決定した場合］

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が新聞公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合は、予定通り、繰上償還日に信託を終了します。

[繰上償還しないことが決定した場合]

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が新聞公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えた場合は、繰上償還いたしません。この場合、繰上償還しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてお知らせいたします。

４．異議申立ての方法について

上記の繰上償還に対し、異議のある受益者の方は、**封書等の書面に**以下の内容をご記入の上、**平成28年３月７日必着で、**下記宛ご郵送ください。

(1)送付先

〒105-0001　東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
アバディーン投信投資顧問株式会社　繰上償還に関する異議申立て受付窓口

(2)ご記入いただく内容

①住所　②氏名又は会社名（捺印）　③電話番号（日中連絡先）　④ファンド名（正式名）　⑤販売会社名および取引店名、口座番号※　⑥新聞公告日現在の受益権口数　⑦繰上償還について異議申立てする旨

※ファンドに関し、複数の口座でお持ちの方は、保有する全ての取引店名、口座番号をご記入下さい。

（注１）上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立ての受付けができなくなる場合がありますのでご留意下さい。

（注２）異議申立てされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。
なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(3)個人情報の取扱い

受益者の方にご記入頂いた内容または当該内容を記載したリストについては、当該繰上償還の決議のために弊社で使用するほか、以下の目的のために弊社と販売会社、受託会社との間で、その内容を共有することにご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

①　販売会社において、ご記入の内容の確認のため。

②　受託会社において、後述の買取請求を請求された場合、買取請求の手続きを行うため。

５．異議申立てをされた受益者の買取請求の手続きについて

繰上償還が決定した場合において、異議申立てされた受益者の方は、販売会社を通じて受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）に対し、信託財産による買取りを請求することができます。

ご異議を申し立てられた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではございません。

異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、通常通り、当ファンドのご解約のお申込みを受け付けます。

ただし、

買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意ください。

＊この買取請求は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づいて、異議申立てをされた受益者が受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

買取請求期間　平成28年３月９日から平成28年３月28日まで　（受託会社受理分）

＊委託会社より異議申立てされた受益者に対し別途「買取請求のご案内」をお送りします。買取請求を行う場合は、「買取請求書」を販売会社に提出までご提出いただきます。）

買取価額は、原則として、受託会社が買取請求のための必要書類を受理した日の翌営業日に算出される価額から信託財産留保額*を控除した額とさせていただきます。

＊必要書類を受理した日の翌営業日に算出される価額に0.15%の率を乗じて得た額。

買取請求にかかる収益が発生する場合には、確定申告が必要になりますのでご留意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取り扱いが変更になることがあります。）

なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、**買取代金の支払いには通常の解約請求（一部解約）の場合の代金の支払いよりも日数を要する可能性があります。**また、**振込手数料等は買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきます**。（通常の一部解約の場合には、これらのご負担はございません。）

以上

＜本件に関する問い合わせ先＞

アバディーン投信投資顧問株式会社
電話番号　03-4578-2251　（受付時間は平日の午前９時～午後５時）